



鈴鹿地区交通安全だより

～2023, No. 12～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和5年6月12日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 特定小型原動機付自転車(「電動キックボード」等)の交通方法等に関する規定の整備

～令和5年7月1日施行予定 改正道路交通法～

原動機付自転車のうち

原動機の定格出力が0.6kW以下であって、長さ1.9m、幅0.6m以下

かつ、最高速度20km/h以下のもの ～注:その他、下記の多くの基準あり～

を「特定小型原動機付自転車」とし、それ以外は「一般原動機付自転車」として区別した。

「特定小型原動機付自転車」は、運転免許は不要(16歳未満の運転は禁止)で、ヘルメット着用の努力義務等があり、「車道通行が原則」となっています。

ただし、最高速度が6km以下に制限され、それに連動する表示がされているものについては、「特例特定小型原動機付自転車」として、例外的に歩道等を通行することができます(自転車通行可の歩道に限る。)



【上記以外の「特定小型原動機付自転車」の基準】

- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- ・ オートマチック・トランスミッション(AT)機構がとられていること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること等

これらに加え

- ・ 道路運送車両法上の保安基準に適合していること
- ・ 自動車損害賠償責任保険(共済)の契約をしていること
- ・ 標識(ナンバープレート)を取り付けていること

が必要。

〈「特例特定小型原動機付自転車」の基準〉

- ・ 最高速度表示灯を点滅させること
- ・ 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと等

2 今月の県安協事務局からのワンポイントアドバイス

梅雨時期です。車だけではなく自転車の運転も気を付けよう！

◆ 傘さし運転はやめましょう！

傘をさして乗れば片手運転となり、バランスをとりづらく、咄嗟の時にブレーキをかけられず大変危険です。さらに視界も悪くなります。



◆ 傘ではなく雨合羽の着用を！

雨合羽を選ぶ際、フード付きのものがおすすめです。

着用する際はフードを被ると思いますが、顔にかかる部分が透明なものを選ぶと、視界が遮られず安全です。

※ 7月11日(火)～20日(木)までの10日間、夏の交通安全県民運動が実施されます。運動の重点等は別添チラシのとおりです。

(一財)三重県交通安全協会: <http://www.mie-ankyoku.com>、三重県警察: <http://www.police.pref.mie.jp>

令和5年 夏の交通安全県民運動

7月11日(火)～7月20日(木)

こどもと
高齢者の
交通事故防止

シートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底

飲酒運転等の
根絶

横断歩道における
歩行者優先の徹底

自転車等の
安全利用の推進



三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安全つなぐ 三重の道

～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

三重県・三重県交通対策協議会



〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課
TEL. 059-224-2410 FAX. 059-224-3069

夏の交通安全県民運動
実施要項はこちら→



夏の交通安全県民運動

夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

本運動を通じて自分の交通行動を見つめ直し、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止を図りましょう。

運動の重点



1 こどもと高齢者の交通事故防止

交通事故死者の半数以上を占める高齢者と、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守りましょう。

運転中に高齢者やこどもを見かけたら速度を落として注意しましょう。



2 横断歩道における歩行者優先の徹底

一般社団法人日本自動車連盟が昨年調査した、信号のない横断歩道での歩行者横断時における車両の停止率は49.6%で未だ半数の車両が停止していません。

横断歩道での歩行者優先は法律に定められた「ルール」です。

ドライバーは、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。



3 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトはご自身やご家族の命を守ります。

交通事故に遭った時の被害を軽減させるため、車に乗った時は全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

また、6歳未満のこどもを乗車させる際は、チャイルドシートを着用しましょう。



4 飲酒運転等の根絶

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

また、「あおり運転」(妨害運転)は、交通事故につながる極めて悪質・危険な行為で、重大な犯罪です。

こころと時間にゆとりを持って、おもいやり運転に努めましょう。



5 自転車等の安全利用の推進

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、「車のなかま」として、交通ルールを守りましょう。自転車を利用する人は、年齢問わず全ての利用者が乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

自分の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

夏の交通安全県民運動期間中の「日を定めて行う行動」

交通安全の日 横断歩道「SOS」の日 7月11日(火)	あらゆる交通安全活動を通じ、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、横断歩道における歩行者優先の徹底を推進します。
高齢者交通安全の日 (S・Sデー) 7月15日(土)	一人ひとりが思いやりの行動を心掛け、高齢者を交通事故から守りましょう。また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故から命を守りましょう。